

第28回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 平成24年5月21日(月)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 25名

1番 花澤 信一	2番 鈴木 俊郎	3番 平戸 正己
4番 古川 晃市	5番 葛田 秀治	6番 武内 章一
7番 小川 良夫	8番 長谷川 良二	10番 伊井 勝實
11番 鳥海 夫男	12番 鈴木 弥須雄	14番 鶴岡 公一
15番 葛田 吉弥	16番 石井 文夫	17番 御園 豊
18番 藤井 幸光	19番 榎本 雅司	20番 勝畑 孟志
21番 飯塚 健史	22番 渡辺 喜一	23番 前橋 勇
24番 川島 三夫	25番 高橋 一夫	26番 川名 康夫
27番 石井 清治		

5 欠席委員 1名

13番 遠山 修

6 出席事務職員 3名

小藤田事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

◎開 会

平成24年5月21日午後3時00分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第28回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中25名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。13番、遠山修委員です。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、平戸正己委員、4番、古川晃市委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局説明。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅からも近く耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は、飯富字池下、九日田です。現地を確認いたしましたところ、池下は作付はされておりました。また、池下については割り田となっており、許可後に境界を区切る旨の協議がなされております。九日田につきましては、耕作されておりました。

会議資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては耕作していない土地がありますが、農地に行くための道路が狭く、耕作機械が使えない土地や農地の面積が小さく、管理している土地とのことです。農機具等については、問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で700日とのことです。地域との調和要件につきましては、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従って耕作し、地域の水利の状況、農地の利用調整に協力し、農薬等についても地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、高橋一夫委員、お願いします。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。買い主の〇〇さんですね、これは池下のほうはシルバー人材

センターの〇〇〇です。〇側です。これにつきましては、昨年まで〇〇〇〇〇〇さんが借りて耕作しておったのですが、この方ちょっと事故がありまして、昨年亡くなりました。その関係上、〇〇さんにつくってくれと頼んだのかどうかよくわかりませんが、田んぼで、遊休地で、草の小さなやつは生えているというような状況です。来年は簡単にできると思います。

それと、事務局の指導を受けて、クロまで高さを少しかさ上げしたいというようなことです。遊休地のほうは、その関係上、少しかさ上げをやりたいというようなことを言っていました。

あと、もう一カ所、ゆりの里の〇〇です、ここは3年前から〇〇さんのところで借りて耕作されてきているそうです。きれいになっていました。それで、〇〇〇〇〇さんというのは、皆さんご存じかどうかよくわかりませんが、だいぶやっています。それで、その息子さんです、買い主ですね。売り主で〇〇さんのほうなのですが、この人は〇〇〇市の消防署に勤務されまして、農業は今まで余り、皆さんに自分の土地を貸してつくってもらっているというような状況でございます。それで、規模縮小という事務局の説明ですが、まさにそのとおりでございます。

以上、これ〇〇さんから聞き取りをしましたので報告します。よろしく申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地に近く耕作が容易であることから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は、三ツ作字朔日免です。現地を確認いたしましたところ耕作されておりました。

会議資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては耕作していない土地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、従来のとおり水田として利用し、地域の水利調整、利用調整に従い、農薬の使用は地域の基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番（長谷川良二君） 8番、長谷川です。5月17日の日に譲り受け人の〇〇さんの立ち会いのもと、現地を見てまいりました。田植えはしてございました。譲渡人の〇〇さんは、体が不自由なため生活費に充てたいとのことでございました。譲り受け人の〇〇さんは、地元でも大変大きく田畑を作付なさっております。経営拡大をしたいとのことで、機械もすべてそろっております。

皆様方のご検討をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定しました。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅に隣接しており耕作するのに便利であることから取得したいとのことです。場所は、上宮田字堰ノ臺です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、20年以上前に災害により崩れてしまったため耕作できず庭として使用しているとのことです。農機具等については、トラクター、田植え機、バインダ、ハーベスタを所有しております。農作業常時従事日数につきましては、世帯で350日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、これからも畑として使用するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、川名康夫委員、お願いします。

○26番（川名康夫君） 26番、川名です。14日の8時に〇〇〇さんがうちにいらっしゃいまして、場所は、〇〇〇さん宅の隣接地なのですけれども、今まで〇〇〇〇さんに借りて耕作をしていたのですけれども、自分の宅地に隣接しているので譲ってほしいということで〇〇〇〇さんをお願いしたところ、ではいいだろうということで、今回この申請になったということでした。今事務局からあったように現地は耕作されてきれいになっています。一応写真は撮ってきたのですけれども、疑問な点があれば写真を提示します。よろしくお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第2号の1についてご説明いたします。

本件は、市内在住の個人が同所同番地在住の所有者から農地を使用貸借権によって一般個人住宅に転用したいとする案件でございます。

総会資料7ページの位置図をごらんください。〇〇会館から北西のところ、周辺のほとんどが住宅地でありますので、農業公共投資の対象となっていない小集団の第2種となりますので、許可を得る案件に該当します。

土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。

なお、排水関係でございますが、汚水、雑排水は、合併浄化槽で処理後、雨水と合流させ北側の既設道路側溝へ排水されます。

その他、特に懸念される問題はないものと思われまます。

以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

18番、藤井幸光委員、お願いします。

○18番（藤井幸光君） 18番、藤井です。5条の申請でございます。譲り渡し人は〇〇〇〇氏、譲り受け人は〇〇〇氏です。これ〇〇〇氏は、長女の夫です。現地は先ほどもありましたが、〇〇会館の近く、地図は7ページ、住所は、奈良輪字馬立場1527—1です。

現地を5月18日に午後、代理人の〇〇〇〇〇〇の〇〇さんと現場確認をしました。説明によりますと、現在奥さんの実家に住んでいるのですが、子供が生まれたので現状手狭になったということで新築を希望しているということでございます。建築の家は、2階建て、延べ床面積が130。先ほども説明がありましたが、つけ加えますと、オール電化でガスはありません。水道は市道。汚水は先ほど申しましたとおりの合併浄化槽。現状のG L、従前よりも約30センチG Lを上げてということでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の2ないし議案第2号の3については関連がありますので、議案第2号の2ないし議案第2号の3について一括して事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第2号の2ないし3についてご説明申し上げます。

本件は、市内の法人が袖ヶ浦市在住の所有者2名から申請地を売買によって取得し、建て売り分譲住宅用地に転用したいとする案件でございます。

農地面積の合計は3,382平米で、住宅11棟の建て売り分譲が計画されております。

総会資料の9ページをお開きください。申請地は、いちよう通りに面しておりまして、市街化区域から約80メートルの距離に位置して、半径150メートル以内に住宅が40戸以上連檐している住宅であります。周囲は農地が少なく、ほとんど住宅地といった状況で、農業公共投資の対象となっていない第2種農地であり、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりでございます。他法令の関係で、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議申請書につきましては、既に提出されております。

排水関係についてでございますが、汚水は建築時に各戸に合併浄化槽を設置して、区域内の新設側溝へ排水後、既存の道路側溝へ排水されます。雨水につきましては、浸透ますで一たん受けて貯留し

て、新設側溝へ徐々に流れ込んでから既存の道路側溝へ排水されます。

なお、これらの開発に係る一連の協議につきましては、市の都市整備課において関係各課の意見を取りまとめ協定書の締結まで終了をしております。また、隣接農地は1カ所で、所有者の方には説明をして承諾を得ているということでございます。

その他、特に懸念される問題はないものと思われま。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、15日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に審議の内容及び結果について報告をしていただきます。

高橋運営委員長、お願いします。

○運営委員会委員長（高橋一夫君） 25番、高橋です。それでは、ご報告を申し上げます。

議案第2号の1ないし議案第2号の3について、建て売り分譲住宅の転用であります。運営委員会を開催したので、その経過と結果について報告をいたします。

5月15日3時より審査を行い、その後に現地確認を行いました。現地確認には申請代理人に出席をいただき、現地で現状説明をお願いしました。現地は蔵波台の市街化区域から近く、宅地に囲まれた地域で、隣接農地は1カ所でした。審査会には譲り受け人の代表取締役と申請代理人に出席をいただきました。事務局の議案説明後、譲り受け人に建て売り分譲に係る事業計画について説明を求めました。事業内容ですが、農地3,382平米を転用し、住宅11戸を建設しようとするものであります。

主な質疑については、都市計画法と農地法との関係について合わないところがあるのではないか、車の回転場所は設けられなかったか、盛土の砂の発生元はどこか、地域的に宅地化が進めば排水のほうはどうだ、宅地は均等か、雨水の排水計算はという、以上のようなことであります。全体的な意見としましては、市街化区域の隣接であり、南側と北側も建て売り分譲住宅として開発されている状況から判断してやむを得ないことと考えられる。以上のようなことから、採決の結果、全員賛成にて許可すべきものと決定しました。

以上、報告いたします。審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 報告が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

藤井委員。

○18番（藤井幸光君） これ近隣住民との約束事とかがあれば。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 特に転用の関係につきましては、隣接者に説明をいたしているという状況でございます。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の2ないし議案第2号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2ないし議案第2号の3については許可相当と決定します。

◎議案第3号 平成24年度第2次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 平成24年度第2次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

議案第3号 平成24年度第2次農用地利用集積計画承認の件でございます。

今回の申請は、利用権の設定が3件で6,093平方メートルとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）5ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇〇さんですが、申請面積は19アール、〇〇〇さんですが、申請面積は22.90アール、〇〇〇さんですが、申請面積は19.03アールとなっております。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。こちらに所有権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。〇〇〇さんですが、申請面積は20.42アール、有限会社〇〇園芸ですが、申請面積は20.42アールとなっております。こちらはお互いに耕作しやすくするための交換による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認の件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の策定について。

平成21年1月23日付、農林水産省通知について、農業委員会の承認を求めます。

提案理由といたしましては、平成21年1月23日付にて農林水産省から通知された「農業委員会の適正な事務実施について」、こちらにおいて農業委員会の事務が、的確に実施されることを確保するための条件整備の一環として策定が義務づけられたものでございます。

内容について若干ご説明申し上げます。

本件は、3月の第26回総会におきまして、点検評価の案ということでご説明をして承認をいただき、広報そでがうら及びホームページに掲載いたしまして、4月2日から5月1日までの間、農業者の方から意見を求めました。その結果、意見等はございませんでしたので、冒頭に申し上げましたが、3月の総会時では案であったものを、案を取った形で農業委員会の点検、評価ということで、再度承認を求めます。

以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認の件を議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について、農業委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、議案第4号と同じく、農林水産省からの通知を受けまして策定が義務づけられているものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

議案第5号につきましても、議案第4号と同じく、3月の総会におきまして案について承認をいただき、農業者の方の意見を求めたところ、こちらも意見等はございませんでした。したがって、案を取った形で、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画ということで、再度承認を求めるものでございます。

以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号について原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、報告についてご説明申し上げます。

農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成24年4月1日から4月30日まででございます。

次に、報告第2号についてご説明申し上げます。

農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成24年4月1日から4月30日まででございます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） では、本日の日程はすべてこれにて終了いたしました。

◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第28回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時00分 閉会